

平成 19 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名 燦ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 小西 幸治
(コード番号 9628 東証・大証 第1部)
問 合 せ 先 常務執行役員 I R 担当 鈴江 敏一
(T E L 06 - 6226 - 0038)

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について

当社は、平成 19 年 5 月 17 日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）(以下「本プラン」といいます。)を導入いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。なお、本プランの具体的内容を決定した当社取締役会には、社外監査役 3 名を含む当社監査役 4 名が出席し、その全員が本プランの導入に賛成しております。

1. 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて

(1) 当社の経営理念及び事業

当社は、昭和 7 年の創業以来、個人葬から社葬・団体葬など大規模葬儀まで、あらゆる葬祭ニーズに対して質の高いサービスを提供することにより社会に役立つことを使命としてまいりました。

当社には、一種のベンチャーとして、当時の葬祭業界としては珍しい株式会社組織で発足したことに象徴される進取の精神が脈々と流れております。戦後では、近代的葬祭会館の先駆をなす千里会館の開設、業界初の株式上場、首都圏への進出、そして持株会社制への移行といった、企業として節目の意思決定においてこの精神を発揮してまいりました。現在も「現状に満足せず、進化し続ける」ことを経営理念の冒頭に掲げ、社会の変化に伴う経営環境の絶え間ない変化に対し、積極的な自己変革によって適応する企業集団であり続けたいと考えております。

また、業界初の上場を目指す過程において、コンプライアンスの重要性を肝に銘じ、消費者、投資者をはじめステイクホルダーから見て透明性の高い経営を実現することを経営方針としております。

事業の中核である葬祭サービスについては、それを担うのは「人」とであるという観点か

ら、経営方針において従業員の生活の安定を重視しております。また、サービスの質の向上に対しては、上場後さらに飽くことのない取組みを続け、ISO9001 品質マネジメントシステム導入の過程で、従前の基本理念「まごころ葬儀の創造」は「お客様の安心を保証・お客様の信頼を獲得・お客様の満足を創造」という品質方針に発展的に継承されました。

さらに、葬儀事業の特性から地域社会との関係を重視しております。当社の場合、利便性の高い葬儀会館の建設・運営を通じて地域の方々のお役に立つというのがその核心であります。加えて、年間 1,000 件余の行旅・民生等福祉的葬儀の取り扱い、大規模災害での救援活動、そして平成 15 年 12 月から開始した「ひだまりの会」の運営（グリーンサポート…ご遺族が悲嘆からの立ち直られるのを支援すること）など、すべて葬儀事業者としての社会的使命の認識に基づく活動であります。

以上のような理念及び方針の下、企業価値の増大を通じた株主様への還元を図っております。

(2) 企業価値の源泉についてと企業価値向上への取組み

当社の企業価値の源泉は、まず「人」にあります。それは、当社が自らの事業の原点を「人が人を支え、心にとどくサービスを提供すること」にあると考えるからです。人間にしかできない事業、しかも直接お客様に接して行う事業、いわば「人間産業」の最たるものとして葬儀とその周辺事業をとらえるとき、そこで提供されるサービスの良し悪しは、多く「人」にかかっています。

具体的には、悲しみと混乱の中にあるご遺族に、専門家として冷静かつ誠実に対応し、非日常的で未経験の事柄に対する遺族の不安を和らげながら、適時・適切な助言を与えること、しかもそれを人間的な温かみをもってお客様の心にとどく形で行うことが、当社の人的サービスの根幹であります。

したがって、当社では葬儀の現場で遺族に接する人材として、困っている人をごく自然に手助けでき、そのことに喜びを感じられるような奉仕精神のある人の採用に努めるとともに、人材育成システムの構築に力を注いでまいりました。社員教育専任部署を設け、新卒定期採用者を一人前の葬祭ディレクターに育成する研修プログラムを開発、実施するとともに、独自の資格認定制度であるスペシャリスト制度を導入しております。

こうした「人」についての考え方とシステムを基に、立地や内部設備面で利便性の高い葬祭専用施設において、顧客ニーズに応じたセレモニー（葬儀・告別式）の時間と空間を提供し、さらに葬祭サービスの主要構成部分（車両運行、生花・料理、補助スタッフ、返礼品・仏壇等）をグループ内で調達することによって品質と安心を保證することが、個人葬から社葬まで、あらゆる規模・形態の葬儀施行において顧客満足の実現を可能にし、企業価値の創出を支えております。

とりわけ、当社には社葬を中心とした大規模葬儀の分野において、長年の実績と信用によって築いた受注と施行に関する能力があります。創業後まだ間もない昭和9年頃から、数多くの大規模葬儀を拝命し、施行経験を重ねることによって運営ノウハウを蓄積してまいりました。それを可能にしているのは、施行にあたっての動員力・物資調達力、企業の担当部門との人的な信頼関係、最近では「社葬セミナー」の企画運営力などであり、このように社葬等大規模葬儀の分野における当社の地位が、競争上の優位性を伴いながら企業価値の源泉の一部を担っております。

以上のように当社の事業の基盤を形成し、企業価値の源泉となる「人」にはそもそも育成不能な適性や素質が備わり、あるいは研修システムやマニュアルで形式知として継承することの困難な暗黙知が多く蓄積されています。同様に、大規模葬儀における「経験」や「ノウハウ」も急所の多くは暗黙知であろうと考えられます。

したがって、当社にとって、葬儀に直接携わる人材という経営資源が守られ、有機的に一体化して機能することが、今後とも企業価値の創出と向上に必要不可欠であります。

平成16年10月に持株会社「燦ホールディングス株式会社」に移行した当社は、人々が精神的に満たされ、幸せになれるサービス、すなわち人の心を燦燦と輝かせるサービスの提供を、めざすべき方向として決めました。すなわち、透明性の高い経営姿勢を保ち、中核事業である葬祭サービスを含め、人生の各ステージにおいて、一人ひとりの心を充足させ、幸せにする高度なサービスを提供することによって、中長期的な企業価値の向上を図ります。

2. 本プラン導入の目的

本プランは、以下のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、又は向上させる目的をもって導入されるものです。

昨今、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付けを強行するといった動きが顕在化しつつあります。

もとより、当社は、株式の大量買付けであっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転をとまなう買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行なわれるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付けの中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付けの内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

そもそも、当社が、葬祭事業を成長させ、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくためには、当社グループの企業価値の源泉である 葬儀に直接携わる人材、 立地や内部設備面で利便性の高い葬祭専用施設、 葬祭サービスの主要構成部分（車両運行、生花・料理、補助スタッフ、返礼品・仏壇等）の調達力、 長年の施行経験に基づく運営ノウハウ、及び 企業の担当部門との人的な信頼関係や「社葬セミナー」の企画運営力等に裏打ちされた営業力等をベースに、諸施策を実行していくことが必要不可欠であり、これらの企業価値の源泉が当社の株式の大量買付けを行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社グループの企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。また、外部者である買収者からの大量買付けの提案を受けた際には、上記事項のほか、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社グループの企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握した上、当該買付けが当社グループの企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する大量買付けが行われた際に、当該大量買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社グループの企業価値・株主共同の利益に反する大量買付けを抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断しました。

以上の理由により、当社取締役会は、本プランを導入することを決定いたしました。

なお、現時点において、特定の第三者から大量取得行為を行う旨の通告や提案を受けているわけではありません。

3. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

(a) 本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、当社の株券等に対する買付けもしくはこれに類似する行為又はその提案(当社取締役会が友好的と認めるものを除き、以下「買付等」といいます。)が行われる場合に、買付等を行う者(以下「買付者等」といいます。)に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様へ当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めています(下記(2)「本プランの発動に係る手続」ご参照)。

(b) 新株予約権無償割当ての利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、

当社グループの企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合（その要件の詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」ご参照）には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第 277 条以降に規定されます。）により割り当てます。

(c) 取締役の恣意的判断を排するための独立委員会の利用

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会規則（その概要については別紙 1 ご参照）に従い、(i) 当社社外取締役、(ii) 当社社外監査役又は (iii) 社外の有識者で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

なお、本プラン導入当初の独立委員会は、独立性の高い社外監査役 1 名と有識者 2 名により構成される予定であり、本年 6 月 27 日開催予定の第 78 期事業年度に係る当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）で社外監査役が選任された後は、社外監査役 3 名により構成される予定です。その委員の氏名及び略歴は別紙 2 のとおりです（導入後の独立委員会の委員の選任基準、決議要件及び決議事項については別紙 1 ご参照）。

(d) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は最大で約 50% まで希釈化される可能性があります。

(2) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の 又は に該当する買付等がなされる場合を適用対象とします。

当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が 20%以上となる買付等

当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵に係る株券等の株券等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

上記(a)に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が友好的な買付等であると認めた場合を除き、当該買付等の実行に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社の定める書式により提出して頂きます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、直接又は当社取締役会を通じて、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる本必要情報を追加的に提供して頂きます。

記

買付者等及びそのグループ（共同保有者⁸、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、当該買付等による買付等と同種の取引の詳細、その結果等を含みます。）

買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、

¹ 証券取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

² 証券取引法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

³ 証券取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義されます。本書において同じとします。

⁴ 証券取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。 において同じとします。

⁵ 証券取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義されます。本書において同じとします。

⁶ 証券取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義されます。本書において同じとします。

⁷ 証券取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。本書において同じとします。

⁸ 証券取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定される共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。)

買付等の価額の算定根拠(算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報、買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、及びそのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容等を含みます。)

買付等の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。))の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。)

買付等の後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

買付等の後の当社及び当社グループの企業価値を継続的、安定的に向上させるための施策及び当該政策が当社及び当社グループの企業価値を向上させると認める根拠

買付等の後における当社及び当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針

当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策

その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(d)記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

(c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び本必要情報が提出された場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書及び本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために当社取締役会に対しても、適宜回答期限(原則として60日を上限とします。)を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見(留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。)その根拠資料、代替案(もしあれば)その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができます。

独立委員会による検討作業

独立委員会は、買付者等及び(当社取締役会に対して上記のとおり情報等

の提示を要求した場合には)当社取締役会からの情報等を受領してから原則として60日間が経過するまでに(但し、下記(d)に記載する場合などには、独立委員会は当該期間を延長することができるものとします。)(以下「独立委員会検討期間」といいます。)、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は当社取締役会を通じて、当該買付者等と協議・交渉等を行い、又は当社取締役会等による代替案の株主等に対する提示等を行うものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。

買付者等は、独立委員会が、直接又は当社取締役会を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

情報開示

当社は、買付者等が現れた事実、買付者等から買付説明書が提出された事実、当社取締役会が独立委員会に代替案を提示した事実及び本必要情報その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、適時開示の規則を尊重して、直接又は当社取締役会を通じて、独立委員会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

(d) 独立委員会による勧告等の手続

独立委員会は、買付者等が現れた場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記 から に定める勧告その他の決議をした場合その他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告等の概要その他独立委員会が適切と判断する事項(独立委員会検討期間を延長する場合にはその期間及び理由を含みます。)について、決議後速やかに情報開示を行います。

独立委員会が本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、その他買付者等の買付等の内容の検討の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合

には、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、行使期間開始日(下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(f)において定義されます。)の前日までの間、(無償割当ての効力発生時までは)本新株予約権の無償割当ての中止、又は(無償割当ての効力発生時の後は)本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (イ) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- (ロ) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でない場合

独立委員会が本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しない又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当でないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、上記 前段の要件を充足することとなった場合には、本新株予約権の無償割当ての勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

独立委員会が本プランの発動の延期を行う場合

独立委員会が、独立委員会検討期間満了時までに、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付等の内容の検討・当該買付者等との交渉・代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います(なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。)

上記決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとし、なお、当社取締役会が本プランの不発動の決議を行うまで、買付者等は、買付等を行ってはならないものとし、当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(d)のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず独立委員会の判断を経て決定されることとなります。

記

(a) 本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合

(b) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為

当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(c) 強圧的二段階買付け（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株

式買付けを行うことをいいます。)等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

- (d) 当社取締役会に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない買付等である場合
- (e) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報が提供されず、又は提供された場合であっても不十分な提供である場合
- (f) 買付等の条件(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後の経営方針・事業計画、及び買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。)が当社の企業価値に鑑み著しく不十分又は不適当な買付等である場合
- (g) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社グループの従業員、顧客、取引先等との関係又は当社グループのブランド価値、企業文化を破壊することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損することが客観的・合理的に判断できる買付等である場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づく本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議(以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。)において当社取締役会が別途定める一定の日(以下「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式総数(但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。)と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権 1 個の目的である株式⁹の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1 株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の株式 1 株当たりの価額は、1 円を下限として当社株式の 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。時価とは、新株予約権無償割当て決議に先立つ 90 日間（取引が成立しない日を除きます。）の大阪証券取引所（但し、主たる取引所が変更された場合には、それに従うものとします。）における当社株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1 円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1 ヶ月間から 3 ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とします。ただし、下記(i)項に基づき、当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

() 特定大量保有者¹⁰、() 特定大量保有者の共同保有者、() 特定大量買付者¹¹、

⁹ 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第 2 条第 13 号）となった場合においても、本新株予約権の行使により発行される当社株式及び本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本定時株主総会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類の株式を指すものとします。

¹⁰ 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が 20% 以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本書において同じとします。

¹¹ 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（証券取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。以下本脚注 12 において同じとします。）の買付け等（同法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。以下

()特定大量買付者の特別関係者、もしくは()上記()ないし()に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、()上記()ないし()に該当する者の関連者¹²(以下、()ないし()に該当する者を「非適格者」といいます。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の有する本新株予約権も、下記(i)項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)

(h) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償にて取得することができますものとしします。

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式等を交付することができます。

また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日において、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株

本脚注 12 において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして証券取引法施行令第 7 条第 1 項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して 20%以上となる者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとしします。本書において同じとします。

¹² ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第 3 条第 3 項に定義されます。)をいいます。

式数の当社株式等を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(5) 本プランの更新手続

本プランの導入については、取締役及び監査役的全員がこれに賛成していることから、平成 19 年 5 月 17 日開催の取締役会において導入が決議されましたが、以下のとおり、本定時株主総会において株主の皆様のご意思を確認させていただきます。

会社法第 278 条第 3 項但書の規定に基づき、当社定款第 13 条に「当社は、新株予約権無償割当てに関する事項について、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。」との規定を新設するとの内容を含む定款変更議案を、本定時株主総会に付議する予定です。なお、定款の一部変更議案の詳細については、本日付で別途開示しております「定款の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。

による変更後の当社定款第 13 条の規定に基づき、本定時株主総会における決議により、本プランに記載した条件に従い本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を、当社取締役会に委任させていただきます。

(6) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結のときまでとし、本プランに関する株主の皆様のご意思を確認させていただくため、当社は本定時株主総会に以下のとおり本プランの更新の可否をお諮りすることとしております。本定時株主総会において、本プランの更新に関する議案又はそれに伴う定款の一部変更議案が否決された場合には、本プランはその時点で廃止されるものといたします。

上記(5)「本プランの更新手続」の株主総会決議による、本プランにおける本新株予約権の無償割当ての実施に関する事項の決定権限の委任期間（以下「有効期間」といいます。）は、本定時株主総会終了後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランに係る無償割当てに関する事項の決定についての当社取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または 当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、上記(5)「本プランの更新手続」の本定時株主総会決議による委任の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、証券取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反

映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。)には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び(変更等の場合には)変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

4. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しています。

(2) 株主意思を重視するものであること(株主総会決議とサンセット条項)

当社は、当社取締役会にて本プランを導入させていただきましたが、本定時株主総会において本プランにつき承認決議がなされることを条件として本プランを更新させていただきたく予定です。具体的には、上記3.(5)「本プランの更新手続」に記載したとおり、当社株主総会において、定款変更を行い、その定款の定めに基づく本プランに係る委任決議がなされることにより、本プランは更新されます。

また、上記3.(6)「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、上記の委任決議を撤回する旨の決議がなされた場合、または株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの更新及び廃止は、当社株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

(3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。

実際に当社に対して買付等がなされた場合には、上記3.(2)「本プランの発動に係る手続」に記載したとおり、こうした独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付

等が当社の企業価値・株主の共同利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

なお、独立委員会は、当社経営陣から独立性の高い(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外の有識者のいずれかに該当する委員3名以上で構成いたします(独立委員会の委員選任基準、決議要件及び決議事項等については別紙1ご参照。当初の独立委員会の委員は別紙2ご参照。)

(4) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記3.(2)(d)「独立委員会による勧告等の手続」及び3.(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(5) 第三者専門家の意見の取得

買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を受けることができるものとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(6) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3.(6)の「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社の取締役の任期は1年であるため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

5. 株主の皆様等への影響

(1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会において、新株予約権無償割当て決議を行った場合には、新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、金銭の払込その他下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(b)において詳述する本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。但し、当社は、下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(c)に記載する手続により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続きを取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、原則として保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。

なお、当社は、割当期日や本新株予約権の無償割当ての効力発生後においても、例えば、買付者等が買付等を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日の前日までに、本新株予約権の無償割当てを中止し、又は当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付け等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続

(a) 名義書換の手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は

記録された株主に本新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様におかれては、速やかに株式の名義書換手続を行っていただく必要があります（証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。）

なお、割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、権利行使期間内でかつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類を提出した上、対象株式数1株当たり、1円を下限として当社1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において定める価額を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権1個につき1株の当社株式が発行されることとなります。

(c) 当社による新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様へ交付するときは、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、名義書換方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以 上

独立委員会規則の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役（選任される予定の者を含む。）又は(ii)当社社外監査役（選任される予定の者を含む。）又は（iii）社外の有識者のいずれかに該当する者から、当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務もしくは当社の業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 独立委員会の委員に欠員が生じた場合には、速やかに上記選任要件を満たす者の中から当社取締役会の決議により新たな委員を選任する。新たに選任された委員の任期は、欠けることとなった元の委員の残任期間と同じとする。
- ・ 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - 本新株予約権無償割当ての実施もしくは不実施
 - 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・ 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
 - 本プランの対象となる買付等への該当性の判断

独立委員会検討期間の延長の決定

買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定

買付者等の買付等の内容の精査・検討

買付者等との交渉・協議

当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討

本プランの修正又は変更の承認

その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項

当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

- ・ 独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書及び提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に本必要情報を提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書及び本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができる。
- ・ 独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、直接又は当社取締役会を通じて、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会等の代替案の株主等に対する提示等を行うものとする。
- ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・ 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員のうち3分の2以上が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以 上

独立委員会委員略歴

本プラン導入当初の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

森野 實彦（もりの じつひこ）

【略 歴】

昭和14年10月2日生

昭和49年 4月 弁護士登録 大阪弁護士会所属(現在)

平成 4年 4月 大阪弁護士会常議員

平成 6年 6月 東和薬品株式会社 社外監査役(現在)

平成12年 6月 当社監査役(現在)

平成13年 4月 大阪弁護士会監事

森野實彦氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

秋山 哲（あきやま てつ）

【略 歴】

昭和9年11月23日生

昭和32年 4月 株式会社毎日新聞社入社

昭和55年 4月 同社大阪本社経済部長

昭和61年 6月 同社大阪本社編集局長

昭和63年 6月 同社経営企画室長

平成 3年 6月 同社取締役広報担当兼東京本社副代表兼C I事務局長

平成 6年 6月 同社常務取締役広告担当

平成 6年10月 同社常務取締役東京本社代表

平成 8年 6月 株式会社東都春陽堂 代表取締役社長

平成10年 4月 奈良産業大学経済学部教授

平成15年 1月 経済学博士（同志社大学）

平成17年 4月 未来学園前橋医療福祉専門学校非常勤講師(現在)

秋山 哲氏は会社法施行規則第2条第3項第8号に規定される社外監査役候補者の要件を満たす社外監査役候補者であり、本定時株主総会において選任された場合には、当社社外監査役に就任する予定です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

榎本 圭吾（えのもと けいご）

【略 歴】

昭和17年5月30日生

昭和37年 4月 大阪国税局総務部総務課採用

昭和55年 7月 此花税務署法人税部門上席国税調査官

昭和63年 7月 大阪国税局調査部総括主査

平成 4年 7月 堺税務署副署長

平成 6年 7月 大阪国税局調査第一部特別国税調査官

平成 7年 7月 大阪国税局調査第一部統括国税調査官

平成10年 7月 岸和田税務署長

平成12年 8月 税理士登録 日本税理士会連合会所属（現在）

榎本圭吾氏は会社法施行規則第2条第3項第8号に規定される社外監査役候補者の要件を満たす社外監査役候補者であり、本定時株主総会において選任された場合には、当社社外監査役に就任する予定です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

当社の大株主の状況

平成 19 年 3 月 31 日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

株 主 名	所 有 株 式 数	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合
久後 豊子	株 294,000	% 4.83
銀泉株式会社	279,700	4.60
株式会社公益社	230,200	3.78
有限会社ブライトウェイ	200,000	3.29
日本生命保険相互会社	169,300	2.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	167,700	2.76
播島 幹長	140,703	2.31
久後 隆司	140,000	2.30
小西 繁子	123,050	2.02
小西 光治	121,801	2.00

(注) 上記のほか、当社が自己株式 366,168 株を保有しております。

以 上